

新型コロナウイルス対策（ガボン：制限措置の緩和等に関する6月30日付運輸省令）

- 航空会社ごとに週2便の割合で、ガボンに離発着する国内線・国際線の商用便が許可されます。
- ガボンの空港で搭乗・上陸の際は、RT-PCR検査による陰性証明書を提示する必要があります。

6月30日、ガボン運輸省は、制限措置の緩和等に関する省令を発出しました。同省令の概要は次のとおりです。

1 省令第56号

- (1) ガボンに離発着する商用航空便の禁止を終了する。
- (2) 航空会社ごとに週2便の割合で、ガボンの空港に離発着する国内線・国際線の商用便を許可する。
- (3) ガボン国内への出入国に関する現行の規定とは別に、出発国との相互性に照らし、商用便の乗客は、搭乗又は上陸前5日以内に行われたWHO承認機関によるRT-PCR検査の陰性証明書を提示することにより、ガボンの空港における搭乗及び上陸が許可される。
- (4) 前条に定める条件を満たさない乗客が搭乗すれば、当該航空会社は行政罰の対象となるとともに、規定に沿わない乗客を搭乗地点まで自費で輸送する義務を負う。
- (5) 輸送業者は、航空当局が感染防止対策の順守状況を確認できるよう、求めに応じて、便ごとに座席配分及び消毒計画を提出しなければならない。
- (6) 搭乗及び上陸の際、乗客はあらゆる感染防止対策、特に以下の点を順守しなければならない。
 - ア マスクの着用
 - イ 平熱であること
 - ウ 乗客間のソーシャルディスタンスの順守
 - エ 搭乗者情報様式の記入
 - オ ガボンの全空港上陸時における簡易検査及びPCR検査の受検
 - カ 空港における乗客及び荷物の消毒措置
- (7) 上陸時に陽性と診断された乗客は、保健当局の処置に従う。
- (8) ガボンに到着する乗客は、少なくとも14日間、上陸した空港が所在する市内に留まり、同期間、自主隔離に従う。
- (9) 航空当局は、本省令適用の責を負う。
- (10) 本省令は、これに反する従前の規定を廃止し、必要な箇所にあまねく記録、公布及び通知される。

2 省令第57号

- (1) 国内の道路、鉄道又は航路による乗客輸送は、本省令に定める方式に従い、許可する。
- (2) 輸送業者は、運輸管理当局が感染防止対策の順守状況を確認できるよう、求めに応じて、便ごとに座席配分及び消毒計画を提出しなければならない。
- (3) 本省令に定める条件を満たさない乗客が搭乗すれば、当該輸送会社は行政罰の対象となるとも

に、規定に沿わない乗客を搭乗地点まで自費で輸送する義務を負う。

(4) 都市・近郊交通における乗客の車両輸送は、次のとおり制限される。

ア 18席のタクシーバスは乗客9名まで

イ タクシーは乗客3名まで

ウ 30席の長距離バスは着席客16名、立ち客7名まで

(5) 公共交通機関の運転手は、引き続き手袋、マスクの着用及び消毒剤を携行しなければならない。乗客は、乗車時に手を消毒し、マスクを着用しなければならない。

(6) 鉄道、航路又は都市間輸送において、乗客はあらゆる感染防止対策、特に以下の点を順守しなければならない。

ア 乗車・乗船又は下車・下船前5日以内に行われたWHO承認機関によるRT-PCR検査の陰性証明書の提示

イ マスクの着用

ウ 平熱であること

エ ソーシャルディスタンスの順守

オ 駅、バスターミナル又は上陸港における乗客及び荷物の消毒措置

(7) 本省令は署名の日に発効し、必要な箇所にあまねく記録、公布及び通知される。

【参考リンク】

○Infos Covid19 GABON フェイスブック

<https://www.facebook.com/Covid19GOUVGA/>

○外務省海外安全 HP (国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ (新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館ホームページ／フェイスブック

https://www.ga.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P.2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38

Email：amb.japon@lv.mofa.go.jp